

会議録要旨

会 議 名	恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会（部会A） 第3回作業部会
日時・場所	平成24年6月22日（金）市役所4階402会議室
会議参加者	部会員 泉谷委員、山口委員、相坂委員、菅原委員 事務局 桑山課長、広中主査 傍聴者 なし

<p>○開会（司会：桑山課長）</p> <p>第3回A部会をはじめます。少人数の部会ですのでざくばらんに意見交換できるようご協力をお願いします。はじめに事務局から本日の進行等の説明をお願いします。</p>
<p>○会議の説明</p> <p>今日は、これまでの2回の議論をベースに作成しました「たたき台」を基に、内容や規定ぶりについて議論していただきたいと思っております。もうひとつは、部会として住民投票の方式について常設型か非常設型かを決めたいと思っております。</p> <p>それでは住民参加・協働に関する規定のたたき台について説明します。はじめに、市民がまちづくりに参加することを権利や義務と規定している市がありますが、そのように書く必要があるのかということについて考えました。これまでの部会の議論では、市民参加は当たり前で、それを権利や義務と謳うのはどうだろうというものでした。また、もし権利や義務と書くのであれば、市民の権利や責務のところに書く方が馴染むと思いました。このことから、そういう書きぶりにはせず、規定案を考えてみました。</p> <p>次に、「市が市民参加を推進する」という市の方針として進めるという規定が必要か、また、市民参加を進めるために市が行う方策を具体的に書く必要があるかということを検討しました。協働を書くときには、市民参加より一歩進んで参画が前提になるのであろうから、わざわざ市民参加を推進すると書く必要はないのではないかと考えました。具体的方策については委員長メモの論点整理事項にも挙げられていましたが、手法については流行り廃りがあることから、規定の中で例示する必要はないのではないかと考えました。これを前提にたたき台を考えました。</p> <p>まず見出しですが、他市のように「市民参加」「協働によるまちづくり」というように条を分けないうで、「市民参加による協働のまちづくり」として1つの条にまとめて規定してみました。</p> <p>次に、第1項ですが、「まちづくりは、市民と市がそれぞれの責任と主体性によって行うもののほか、それぞれが対等の立場で相互に理解し、信頼関係のもと協働して行う。」としました。主語の「まちづくりは」というのは、「恵庭市のまちづくりは」という意味です。ほかのまちと違って、恵庭市のまちづくりはこういうふうに行うんだという視点で書いています。協働のまちづくり指針の5ページに書かれている「市民と行政の協働の領域」という部分を意識しました。すべてを協働でやるのではなく、「行政が主体的に責任をもって行う領域」と「市民が自主的に自由に活動を行う領域」があります。それを否定せず、そのほかについては「それぞれが対等の立場で相互に理解し、信頼関係のもと協働して行う」という規定になっています。指針にある領域の区分を意識した規定ぶりにしました。書き尽くせたかについては分かりませんが、協働についてはこういう考え方ということを書きました。</p> <p>次に第2項ですが、「市民及び市は、まちづくりへの市民参加を推進し、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性の活用に努める。」という指針の1ページ目にある説明文を拝借しました。市民</p>

の知識、経験や創造性というのは、恵庭市が保有する財産だと思います。そのことを第2項に書いてみました。

第3項には、「市民及び市は、市民が自発的に市民活動に取り組むことができる環境づくりに務める。」と規定しました。第2項は協働について書いてありますが、第3項では市民が自由に行う市民活動について書いてあります。市民活動は、自発的に取り組むことを前提に、市民と市が一緒になってその環境づくりを行うことを規定しています。その結果として市民活動が活発になり、さらにその結果として協働が進むというイメージです。また、市民活動について「自主的」か「自発的」かを考えましたが、自主的というのは「他に影響されず独自に」という意味が強く、自発的という「自ら進んで」という意味になるので、「自発的」という語句を用いました。

これまでの議論で確認された基本的な方針やキーワードなどを基に事務局でまとめたのがこの3つの項に規定した事項です。ほかに盛り込んだ方がよい事項などがあればご意見をいただきたいと思います。

(司会) ただいま事務局からたたき台の説明がありました。質問やご意見などどんなことでも構いませんので、お願いします。

(委員) 全体的な印象として、簡潔に分かりやすくまとめていただいたと思います。ですます調にするとしたら語尾が変わるということによろしいですね。

(事務局) そうです。2通りお示しすれば良かったのかもしれませんが、この規定事項については語尾だけでしたので省略させていただきました。

(委員) 今まで議論されてきた事項がバランスよく簡潔にまとめられているという印象です。これにプラスする何かがあるかは考えなければなりませんが、ここから削るものはないと思います。ただ、加えるべき事項としてすぐに思いつくものはありません。

(委員) うまくまとめたのではないだろうか。ただ、「協働」については定義が必要だと思う。

(事務局) おそらく総則には定義という条を置くことになると思います。そのときには協働について指針に書いている説明を要約して定義したいと思います。

(委員) いろいろな場面で結構安易に協働と使っていると思う。本当に市民と市が、市民と企業が協働でまちづくりができるかということが気になる。実際に活動しないと協働にはならないと思う。市民活動についても、物好きの集まりという印象しか持たれていない。

(司会) 協働の定義については置くことで考えたいと思います。市民活動については、実感として積極的に関わってきている人が増えているような気がします。

(委員) 第3項の主語に「市民及び市」と用いるのには少し違和感を感じました。規定している環境づくりについては、どちらかと言うと市にお願いしたい部分のようにも感じます。

(事務局) 第2項と第3項の主語は、ともに「市民及び市」としています。協働を書くわけですから、対等に両方に義務的なことを課しています。第3項では、市民団体も一般の市民が参加しやすいような環境づくりをすることなどが想定できます。恵庭市をイメージして、他のまちよりも少し先に進んでいるという前提で書いています。条文の説明にあたってはしっかりと説明

<p>しなければならないと思っています。</p>
<p>(委員) シボラのごみゼロの活動や恵庭のJCの活動などを見ても他のまちと比べて恵庭は進んでいると言って良いと思う。</p>
<p>(委員) 市民を先に書いて「市民及び市」とするのは良いと思います。第1項の規定で「市民と市がそれぞれの責任」とあって、その後に「それぞれが対等の立場」と続きます。強調するためにあえて「それぞれ」を2回使うということもあると思いますが、重複して用いないようにすることも基本だと思います。</p>
<p>(事務局) 第1項では、まちづくりに取り組む3つのパターンを書いています。1つ目は市民が自由に活動するまちづくり、2つ目は市が責任を持って行うまちづくり、3つ目が市民と市が協働で行うまちづくりです。この指針に書いてある領域の考えについては、この絵も含めて解説に書きたいと思います。しかし、文章の繋がりがおかしかったり、読み間違えが起こりやすい表現は避けたいと思いますので、どんどん修正してください。</p>
<p>(委員) 指針の考えについては良いと思います。行政はプロが行っているわけですから、その領域は必ずあります。一方で、市民は自分たちでできることは自分たちでやるものです。それでもできないことについては共助でやるということですから、その考えで良いと思います。指針は、市民向けでもあります。</p>
<p>(司会) 「それぞれ」の字句の重複についてはどうでしょう。後の「それぞれが」を削ってみるのはどうでしょうか。</p>
<p>(事務局) 削って読んでみます。「まちづくりは、市民と市がそれぞれの責任と主体性によって行うもののほか、対等の立場で相互に理解し、信頼関係のもと協働して行う。」 少し座りが悪いような印象を受けます。</p>
<p>(委員) そうですね。削るのであれば「主体性によって行うもののほか」という行を変える必要があるかもしれません。</p>
<p>(事務局) 主語の「まちづくりは」というのは、実際に「恵庭市のまちづくりは」と書いてもみました。主語に「まちづくり」を持つてくることに問題があるのでしょうか。</p>
<p>(委員) 私は「恵庭市のまちづくりは」としたって良いと思いますが、そうしたときにどう受け止められるかは考えなければならないと思います。我々は恵庭市の行政区域に住んでいるため、地名というか区域的に捉えてしまいます。このため、単に「まちづくり」と用いた方が素直にイメージできます。</p>
<p>(司会) 他の市町村ではそういう規定をしているところはないようです。</p>
<p>(委員) であれば、あえて入れるということも考えても良いかもしれません。</p>
<p>(委員) そういう意味も含めてどちらが良いかは迷います。入ってもおかしくはないが、なくても構わない。ない方が簡単で良いとも思います。</p>

<p>(事務局) 他市のように「市民と市が協働して行くこと原則とする」という「原則」や「基本」のような書き方よりも指針の領域の考えを書く方が良いと思います。</p>
<p>(委員) 委員会に諮ってみるというのでどうでしょう。このたたき台に対する部会の意見を沿えて委員会で決めてもらうというので良いと思います。もうひとつは、協働については簡単に使われているというお話もありましたが、これまで市が主導して住民を引っ張ってやってきた時代から、これからは住民と市と一緒にやるとのことなのかもしれませんが、そうしたときに、市は財政が逼迫して大変だから、今度は市民に責任の一部を押し付けてきたというように捉えられないだろうか。市民の感覚としては、まだまだ市におぶさっている気持ちだと思います。なので、協働についてはきちんと定義してほしいし、解説にも入れてほしいと思います。</p>
<p>(司会) おっしゃるような意見を言われる方もいらっしゃると思いますが、きちんと説明していくしかないのかなと思いますので、解説などは丁寧にしていきたいと思います。</p>
<p>(委員) 話が派生してしましますが、協働について真剣に考えているのであれば、恵庭市内から多くの人が出てくるはずですが。それには自治体内で分権を進める必要があります。かつて福岡で世話人制度をやっていましたが、例えば中学校区での自治などを想定し権限を与えるようにすると良いです。そうすると協働のまちづくりをせざるを得ないということになります。昔の集落でやっていたことをやれば良い。集落でやれないことを行政に頼れば良い。今の世の中は大きい声で苦情を言った方が良いというもので、除雪を代表に、大声で苦情を言うことで解決しようとする。そういったことを地域で解決していくことができると思う。</p>
<p>(事務局) 説明をし忘れていましたが、指針に書いてあるまちづくりの協働は、「市民と行政の協働」のほか「市民相互の協働」が考えられますと書いてあります。そういう意味合いからも「市民及び市」という用い方をしています。第2項の「市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性の活用」という点についてはどうでしょうか。</p>
<p>(委員) 良いと思います。結びに、「活用に努め、〇〇」と続けるのはおかしいでしょうか。</p>
<p>(事務局) おかしいことはないと思います。第2項には2つのことが書いてあって、1つは市民参加を推進すること、2つ目は市民の資源を活用するということです。</p>
<p>(司会) 他市と見比べてみると、協働のまちづくり指針を基に規定しているということから、柔らかい表現になっているという印象を受けます。語尾に付け加えるのはどうかという意見がありました。どうでしょうか。</p>
<p>(事務局) ご意見の趣旨は、「活用に努め、まちづくりを進める」のように、何のためにという部分が明確になっていないというものなのではないでしょうか。</p>
<p>(委員) そうです。条例にどこまで書き込むべきかは分かりませんが、不明瞭感があります。</p>
<p>(委員) そういうことであれば、目的を「市民参加の推進」と捉え、その部分を後に持ってくるというのはどうでしょうか。市民の資源を活用した後の着地点として、市民参加の推進というものはおかしくないと思います。</p>

(事務局)	そうすると、「市民及び市は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性の活用に努め、まちづくりへの市民参加を推進する」となりますがどうでしょう。
(委員)	市民参加という部分を削って、まちづくりを進めるなどで結ぶのはどうでしょう。
(委員)	市民資源の活用と市民参加の推進は並列なので、結びに持ってくるのはおかしくなってしまうかもしれません。
(委員)	述語を「まちづくりを進めます」とするときの主語は「市民及び市は」ですから、「市民及び市はまちづくりを進めます」となり、その間にどのように進めるかを書くことになるので、市民の資源を活用して進めますという構図になるのではないのでしょうか。
(事務局)	市民参加の推進ということを掲げなくても良いと考えればすっきりするようですが、いかがでしょうか。
(委員)	話し合ってみると掲げる必要もない気がしてきます。
(事務局)	それでは、「市民及び市は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性を活用し、まちづくりを進めます」という規定になりますが、どうでしょうか。
(司会)	すると、市民参加という字句がなくなってしまうようですが、どうでしょうか。
(事務局)	第3項にもその意味合いは含まれてくるかもしれませんが、字句はありません。
(委員)	私は、第3項は、市民は自発的に市民活動に取り組む、市は環境づくりに努めると書いてあるように読みます。
(事務局)	たたき台は、環境づくりは市民も市も一緒になって、またはそれぞれが行うものという前提に立っています。先に説明したとおり、市民が市民団体に参加しやすい環境をつくるのは、市民側という考えが含まれています。
(委員)	市民も市もどちらも環境づくりは行うというように捉えていたのですが、委員がおっしゃるとおり、市民は市民活動、市は環境づくりというように理解する人も多くいるのではないかと思います。そうすると、一緒に協働でやるという意図が伝わらなくなってしまうため勿体ない気がします。
(司会)	簡潔に書いたゆえに読み違いも起こるのではないかとということでしょうか。
(委員)	協働に対する考えが、ここで想定しているところまでいっていない市民も数多くいるのだと思います。その場合、環境づくりは市の役目と捉えるのではないのでしょうか。しかし、説明的な文章になるのはそれはそれで良くないですし、難しいところだと思います。
(委員)	環境づくりということでは、市民はそう認識するまではいかないのかもしれませんが。その部分については参画とか参加というところまでなのじゃないでしょうか。環境づくりという何か特別な難しいことをするイメージがあります。そういうことを解説できるようにして

おけば、文章については簡潔でよいと思います。

(委員) 企業については盛り込まれていないようだが、企業との協働というのは実際に行われており、これからも重要になってくる。

(委員) 企業については、市民に含まれているということですよ。そう定義されることになるとと思いますが、いずれにしても定義についてはきちんと書く必要があると思います。

一同賛同

(事務局) ある程度定義については広範に書くようにする必要があるかもしれません。

(委員) そうした方がよいと思います。指針にも「市民」や「行政」について説明が書かれていますが、はじめに定義を書いておくと後から説明する必要がなくなるため良いと思います。

(委員) 指針には、議会の説明は入ってませんでしたか。

(委員) 入っていないようですね。議会は、行政のチェック機能を持っていますが、市民側なのか行政側なのかということも考えさせられます。

(事務局) 市長は、行政を執行する執行機関ですが、議会は、議決という形で恵庭市の意思決定をする議決機関・議事機関です。

(委員) そうすると、市民というものに含まれることになりますか。

(事務局) 大きくは市ということになると思いますが、他市の規定で多いのは、市長は単独で市長とし、市長を含む執行機関を総称して市長等と、市長等と議会を合わせて市とするような規定です。ほかには、市長と執行機関を合わせて市と規定し、議会は議会としている場合もあります。

(委員) この部会で言っている「市」というものには議会を含んで議論しています。

(事務局) この部会での「市」の定義については、部会の取扱いで良いと思います。委員会に凶ったときに、「市」と「議会」は書き分けようとなれば、そのように書くということで良いのではないのでしょうか。

(委員) この指針を作ったときに、最後に考えたのは議会をどうするかということでした。指針の11ページに、「市民」、「行政」そして「議会」は、それぞれの使命と役割を認識し、というように書きました。

(委員) みんな一緒にやっっていこうという中で、「市民、市及び議会」というように一回一回分けて書くのはどうなのかという感じもします。

(委員) 「市」の定義、「市民」の定義によって書き方は変わってきますので、いずれにしても定義をしっかりとすることが大事だと思います。

<p>(司会) 定義については、この部会でも考えてもらっているのですが、他の部会の所掌範囲にも重なってくると思います。そういった部分は最後に委員会の場で調整するというところでよろしいかと思います。</p>
<p>(事務局) 部会での意見を取りまとめて4回目の部会で案を作るのですが、委員会に出すときには、規定した事項について理由も付けて書くようにしたいと思います。</p>
<p>(司会) それでは、住民参加・協働についてはそのように進めることにします。続いて、住民投票について意見をお願いします。常設型と非常設型についてどちらにするかが決まっていますが、皆さんの意見は出し尽くしていただいたようにも思います。非常設型という意見が多いようですが、いかがでしょうか。</p>
<p>(委員) 多数意見ということで構いません。</p>
<p>(司会) それでは、規定案について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>(事務局) 住民投票制度については、基本条例の中に制度として用意しておくべきだという意見が委員会や部会を通じて一貫して出ておりますので、基本条例の中できちんと書いておかなければならないと考えています。住民投票については、必ずしも条例がないとできないというわけではありませんが、「別に条例で定めるところにより」などのように条例に基づいて住民投票をするという枠組みが大事だと考えています。このことによって、ずっと議論の基礎になっていた議会との関係についても、議会の同意の上で住民投票を実施するというで整理されますし、具体的には他市の書き方を検討して、柔らかく書きつつも住民投票ができるということをしきんとメッセージできるような規定にできたら良いと思います。</p> <p>住民投票結果の取扱いについて、この部会で、「尊重する」に対して「最大限」などの言葉を付け加えても、結果、尊重することには変らないという意見がありました。そのとおりだと思います。結びについては、「尊重するものとする」ではなく「尊重する」というようにすることです。たたき台を考えます。</p> <p>たたき台を作りますが、書き方についてご意見があれば、お伺いしておきたいと思います。</p>
<p>(司会) 事務局から説明がありましたが、ご意見があればお願いします。ただ、住民投票については書くことが決まっているため、パターン化したというか似たような書き方が多いようにも思います。</p>
<p>(委員) 今までのお話からは、苫小牧市のように書くのがすべてを網羅されていて良いのかなと思います。「別に条例で定めるところにより」の前に、目的として「市民の意思を直接確認するため」と書いていますが、そのように書く必要があると思います。</p> <p>また、住民参加のところでは、分かりやすく書くということを意識した規定ぶりになっていましたので、全体としてもそのように書き上げてほしいと思います。</p>
<p>(司会) 最終的に市民委員会で調整することになります。規定内容によっても変わる場合もありますが、全体的に統一して規定できるようにしたいと思います。</p>
<p>(委員) 読みやすい文章で書くというオリジナリティのある条例になってほしいと思います。</p>

(事務局) 住民投票を書くときに、「市長は住民投票ができる」という書き方と、「住民は、住民投票条例の制定を請求することができる」と書く場合があるようです。どちらの立場に立つかということなども4回目の部会で議論していただきたいと思います。それまでに思いついたことなどがあれば、ご連絡いただきたいと思います。

(司会) それでは、住民投票制度については、次回第4回で素案を作ることとしたいと思います。本日はお疲れ様でした。